

正 誤

埼玉県告示第千四百四十七号（平成二十八年八月三十日第二千八百二十八号）中訂

正

ページ 行

一 前から十

誤

熊谷市問屋町一丁目から四丁目の全部及び石原、広瀬の各一部

正

熊谷市問屋町一丁目から四丁目の全部及び佐谷田、太井、石原、広瀬の各一部